

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部指定管理者公募に関する質疑回答書

業務名又は項目	質 疑 事 項	回 答 事 項
No. 1 募集要項 3 管理の基準 (2) 休館日 ①日曜日及び土曜日 ②国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に 規定する休日 (3) 開館時間及び休館日の 変更	①及び②に日曜日及び土曜日、祝日が休館日となつていますが、提案時に開館(営業)する提案及び開館することは可能でしょうか。 また、箕面市長が特に必要と認める場合。とはどのようなことが想定されますでしょうか。	「日曜日及び土曜日、祝日が休館日」を原則とします。休館日の変更(土日祝の開館)については、地域との協議も必要と考えており、提案いただいた場合は指定管理者候補者として決定後に、提案内容について協議調整を行います。
2 募集要項 3 管理の基準 (4) 災害時等の対応	ワークセンター中部は、箕面市地域防災計画に基づく「福祉避難所」に指定される予定です。指定後の災害時等の初動対応は指定管理者が行います。 とのことですが、非常災害時の備蓄品については受託者が用意するとの認識でよろしいでしょうか。	「福祉避難所」として避難者対応に必要な備蓄品等については、他市の状況等を踏まえ整理中です。整理後には、施設運営者と協議調整を行います。なお、指定管理者において備蓄品等を用意いただける場合は、ご提案として記載をお願いします。
3 募集要項 3 (7) 事業報告書の提出	指定管理者は毎回会計年度終了後 60 日以内に、③指定管理業務にかかる事業活動収支計算書を求められていますが、当法人の決算額確定が 6 月上旬の理事会となります。 理事会承認前の「事業活動収支計算書」しか提出することができませんが問題ありませんでしょうか。	所定の期日までに理事会承認前の事業活動収支計算書を提出いただき、理事会による決算額確定時に変更が生じた場合は、速やかに再提出いただくこととなります。

4	<p>募集要項 4 業務の範囲</p>	<p>(1)の【業務内容表】、水準書に「生活介護」と事業内容が定められているが、箕面市中部の障害児・者に対する拠点とするため、建物内に別事業（相談支援事業所等）を開設等し、運営することは可能でしょうか。</p>	<p>自主事業等の実施を提案されたい場合は、運営方法も含め、特定事項提案書等に記載ください。 （仮称）箕面市立ワークセンター中部の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施や市との協議により定めた定員を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができますが、あらかじめ市と協議を行い、実施条件等を定めて市の承諾を受ける必要があります。</p>
5	<p>募集要項 4 業務の範囲 【業務内容表】 ②ワークセンター中部の施設及び設備の維持管理に関すること</p>	<p>各業務の仕様については、各種法規を遵守する前提で受託者が、その実施頻度や業者選定方法などを決めるという認識でよろしいでしょうか。 それとも具体的なお指示はあるのでしょうか。</p>	<p>施設及び設備の維持管理について、市からの指示は水準書に記載のとおりです。 受託者、実施頻度、業者選定方法などについては、原則として法規を遵守する以上の指示はありません。</p>
6	<p>募集要項 6 指定管理料（委託料）</p>	<p>①指定管理料について、支払方法を教えてください。（実績払い、概算払いなど） ②指定管理料について年度途中で定員変更をした場合の考え方についてお示し下さい。 ③委託料については、収支状況に応じた精算はないという認識で間違いはないでしょうか。</p>	<p>①指定管理料の支払いは、年に2回を限度に前金払で支払います。 ②年度途中で定員を変更した場合は、当該月数を月割りで按分します。 ③基本的に単年度毎の収支状況に応じた精算は行いません。指定管理料は、3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、及び障害福祉サービス等経営実態調査、加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直します。</p>

7	<p>募集要項</p> <p>6 指定管理料（委託料）</p> <p>① 利用契約者の平均障害支援区分が通年で「5. 2以上」であること。</p> <p>② 実利用者の平均障害支援区分が月別で「5. 1超」であること。</p>	<p>平均障害区分の考え方について、特に初年度は、定員の上限に達するまでに期間を要す可能性があります。この場合においても利用契約者の平均区分については通年で5. 2以上、実利用者月別平均5. 1超という考え方になるのでしょうか。</p>	<p>開所当初の利用者数を鑑み、指定管理料は定員を段階別で設定しています。そのため、他に特別な措置等は予定していません。</p>
8	<p>募集要項</p> <p>6 指定管理料（委託料）</p> <p>（3）指定委託料の調整</p>	<p>指定管理料の調整について、減額や調整が発生することがあっても、指定期間終了時に「指定管理期間の最終年度は、当該年度の指定管理料で調整し、調整しきれない場合は、指定管理者が市へ返金する」に該当しない場合は、委託料の精算はない。という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>年2回を限度に前金払いを行った後に、定員の変更等により指定管理料の変更が発生した場合は、翌年度の指定管理料から当該金額を除きます（指定管理期間の最終年度は、当該年度の指定管理料で調整し、調整しきれない場合は、指定管理者が市へ返金することになります。）。</p>
9	<p>募集要項</p> <p>1 1 指定管理者として遵守すべき事項</p> <p>（8）他市立施設利用者の利用希望</p> <p>6 指定管理料（委託料）</p> <p>① 利用契約者の平均障害支援区分が通年で「5. 2以上」であること。</p> <p>② 実利用者の平均障害支援区分が月別で「5. 1超」であること。</p>	<p>指定管理期間初年度及び翌年度において、箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆりの利用者がワークセンター中部の利用を希望した場合は、必ず受け入れてください。</p> <p>となっておりますが、受け入れたことにより利用契約者の平均区分通年5. 2以上、実利用者月別平均5.1超をクリアできなかった場合でも返金の対象となるのでしょうか。また、利用契約者の平均区分通年5. 2以上、実利用者月別平均5.1超をクリアしないため。という理由で断ることはできないのでしょうか。</p> <p>通所基準は指定管理者側で持つことはできるのでしょうか？</p> <p>さらに、必ず受け入れてください。とありますが、断ることが可能なケースは想定されていますでしょうか？</p>	<p>箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆりの生活介護の利用者の平均障害支援区分は5.43（令和4年度末）であることから、指定管理料の支払条件への影響は想定していませんが、受入を優先するために平均区分要件を考慮する必要がある場合は、協議してください。</p> <p>なお、「断ることが可能なケース」についての具体的な想定はありません。</p>

10	<p>募集要項 1 1 指定管理者として遵守すべき事項 (7) 施設賠償責任保険等の加入</p>	<p>施設賠償責任保険等の加入について、保険の種類や補償範囲、免責事項等についてのご指示はありますでしょうか。</p>	<p>特に指定はありません。 指定管理期間における継続的な運営に必要な保険の種類や補償範囲、免責事項等にて、施設賠償責任保険等に加入をお願いします。</p>
11	<p>募集要項 1 1 指定管理者として遵守すべき事項 (9) 施設設計・施工等への協力</p>	<p>「設計・施工に協力してください」とありますが、これらの業務について、どの程度の業務になるか教えてください。</p>	<p>(仮称) 箕面市立ワークセンター中部の設計・施行については市が行いますが、今後の設計・施行の中で、必要な知見やノウハウについて、市が助言を求めた際に回答いただいたり、地域との協議調整などを想定しています。</p>
12	<p>募集要項 1 1 指定管理者として遵守すべき事項 (9) 施設設計・施工等への協力</p>	<p>設計・施工協力等の指定管理期間外にかかる経費は、指定管理者の負担とします。とありますが、具体的にはどのような経費を想定されているのでしょうか。</p>	<p>設計・施工協力に関する打合せや回答作成等に要した、人件費や移動費等の経費を想定しています。</p>
13	<p>募集要項 1 2 リスク分担 施設の大規模な改修・修理</p>	<p>施設の大規模な改修・修理とありますが、「大規模」の判断基準を教えてください。</p>	<p>施設・設備の修繕・改修が必要な場合は、1件当たり10万円以下のものについては、指定管理者が実施することとしています。そのため1件当たり10万円を超えるものは、原則として市が実施します。</p>

14	<p>業務水準書 5 施設、設備等の維持管理に関する業務水準 ①備品について</p>	<p>指定管理開始時に市が無償貸与くださる備品について、例示で給湯器、火災報知器、厨房用冷蔵庫、エアコン他、とありますが。その他の備品とはどのようなものになりますでしょうか。施設運営を開始するうえで必要な「電話、パソコン、コピー機、机、書庫等」についても施設開始時に施設備品に含まれているのでしょうか。</p>	<p>「机、書棚等」については、予算の範囲内において市が貸与する施設備品に含まれますが、「電話、パソコン、コピー機」等については、市が備品を選定することで不都合が生じる場合もあるため、原則指定管理者が準備することを想定しています。 その他、指定管理者で用意されるほうが適切な備品がある場合は、特定事項提案書等に記載ください。</p>
15	<p>水準書 4 人員体制に関する業務水準</p>	<p>生活介護事業の管理者は、必ずしも建物内に常駐する必要はありませんでしょうか</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における生活介護の人員・設備・運営基準を満たした上で、突発的な問題等が発生した際に対処できる体制を整えてください。 ただし、市が必要と判断した場合は、管理者の常駐を求める場合があります。</p>
16	<p>業務水準書 7 留意事項 (2) 備品等の帰属</p>	<p>介護給付費の請求の伝送等に係るインターネット環境の整備は、指定管理者が行う事となります。 となっていますが、全館 Wi-Fi 環境は整備されている。 という認識でよろしいでしょうか</p> <p>また、Wi-Fi 環境がない場合は工事等施行しても問題ないでしょうか（壁に穴をあける等の可能性あり）</p>	<p>Wi-Fi 等のインターネット環境に使用するための配管は整備していますが、実際に使用するための契約や関係機器は整備していません。 必要な工事や契約は、他設備機器や利用者及び運営に支障が無い範囲で、自費施行される分には問題ありません。（ただし、事前に市と協議が必要です。） また、市が認める場合を除き、基本的には指定開始日を基準として指定期間の満了までに原状復帰することが求められます。</p>
17	<p>その他 火災保険について</p>	<p>市で加入される。という認識でよろしいですか。</p>	<p>市が加入するという認識で問題ありません。</p>

18	その他 職員駐車場について	敷地内には駐車場台数が限られ、近隣にもパーキングは見当たりませんが、市の所有の土地を借り上げて職員用駐車場とさせてさせていただくことは可能でしょうか	現時点では、提供できる土地等はありません。迷惑駐車等が発生しないよう、指定管理者として必要な対応をお願いします。
19	その他 事業所の地域開放について	営業日に地域の子どもの居場所作りとして事業所を開放することや、休日に地域住民に解放することは可能でしょうか？	地域開放および地域交流は推奨するものですが、内容により目的外使用許可の手続きが必要です。また、休館日における施設の使用については、1の回答のとおりです。

※その他、以下の点にご留意ください。

- ①（仮称）箕面市立ワークセンター中部指定管理者候補者選定会議は以下日程で開催予定です。
日程：5/14（火） 15：30～
場所：箕面市立総合保健福祉センター
- ②資料集として「箕面市立障害者自立支援センター条例」をホームページに追加して掲載します。
- ③本市では、指定管理施設を含む公共施設等の自動販売機は、原則として一般財団法人箕面市障害者事業団が設置する方針としていますので、設置する場合はご協力をお願いします。